

広島県選挙管理委員会告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条の規定に基づき提出された政治団体の収支報告書を改める旨の報告があったので、次のとおり公表する。

平成三十年四月九日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

平成二十九年広島県選挙管理委員会告示第八十六号別冊（政治団体の収支報告書の要旨）中、平成二十九年三月十日提出の「熊本けんそう後援会」の平成二十八年分収支報告書要旨について、次表のとおり改める。

政治団体の名称	訂 正 前	訂 正 後	訂正願受理 年 月 日
熊本けんそう後援会	2 支出総額 1,364,106 4 支出の内訳 経常経費 1,314,383 備品・消耗品費 197,212 事務所費 743,703	2 支出総額 1,332,910 4 支出の内訳 経常経費 1,283,187 備品・消耗品費 158,332 事務所費 751,387	平成三 年 三月三 日